

鏡石町職員懲戒処分の公表について

令和2年7月21日
鏡石町

鏡石町は、下記のとおり2件の懲戒処分を行ったので公表します。

1. 事案内容

<事案1>

- ・処分理由：不適切な事務処理
- ・対象職員：1名
- ・処分内容：減給10分の1（1ヶ月）
- ・処分日：令和2年7月20日（月）

・事案概要

被処分者は、令和元年10月頃より業務に遅れがあったため、早急を実施するように上司からの指示があったが、令和2年3月になっても処理を行わず、狂犬病予防注射普及支援事業助成金の歳入欠かん（予算額70千円）を生じさせるなど、不適切な事務処理を行った。令和2年3月25日に、上司からの聞き取りにより発覚した。

<事案2>

- ・処分理由：賭博に関する事件（公務外非行関係、信用失墜行為）
- ・対象職員：11名
- ・処分内容：2名：減給10分の1（2ヶ月）
3名：減給10分の1（1ヶ月）
6名：戒告
- ・処分日：令和2年7月20日（月）

・事案概要

被処分者（職員10名）が町役場のパソコン・グループウェア（サイボウズ）を利用して、4月1日付けの令和2年度定期人事異動に関し、「課長職」の異動先を予想し、それを投票用紙に現金（1口500円）を添えて記入後、投票し、的中者に配当する「人事ロト」と称する賭博と疑われる行為を行った。

又、被処分者1名については、多数の職員が賭博行為の疑いのある事実を把握したにもかかわらず、ただちに町当局に知らせることを怠った。

なお、本事案については、3月19日発表の人事異動前に発覚し、事実行為確認の結果、賭博行為としての完結には至らなかった。

しかし、職員として不適切な行為を行ったことや、本事案によって当初予定の定期異動発表を延期するに至ったことにより業務執行上、大きな損失を与えた。

2. 特別職の給与減額措置

・遠藤町長、小貫副町長

職員の不祥事に対する管理監督者責任と町民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に給料月額1ヶ月間10分の1を減額する。

3. 処分に対する町長コメント

この度、職員がこのような不祥事により、町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに対し深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことがないように、法令遵守や再発防止の徹底に努め、信頼回復に向け、職員と一丸となって取り組んで参ります。

令和2年7月21日

鏡石町長 遠藤栄作